様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年10月 2日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）すみともきんぞくこうざんかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 住友金属鉱山株式会社  （ふりがな）まつもと　のぶひろ  （法人の場合）代表者の氏名 松本　伸弘  住所　〒105-8716  東京都 港区 新橋５丁目１１番３号  法人番号　9010401015273  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　統合報告書2025 | | 公表日 | ①　2025年 9月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社コーポレートサイト  　https://www.smm.co.jp/ir/library/integrated\_report/pdf/2025/2025\_All.pdf  　１）P131 【リスクと機会】リスク要因「5」技術、２）P80 【DX推進方針「３つの目的と戦略」と進捗状況】 | | 記載内容抜粋 | ①  １）デジタルに関する外部リスク要因として“情報通信分野におけるテクノロジーの進化”、“サイバーセキュリティリスクの増加、増大”を特定し、これによって生じうるリスクおよび機会について以下を特定している。  ・リスク：ＤＸ対応への遅れによる競争力低下、情報セキュリティ体制構築の遅れによる情報の外部流出や破壊、改ざん等  ・機会：ＤＸ導入や新技術の活用による生産性向上  ２）上記リスクの回避・低減、および機会を得るために以下の３項目をＤＸ方針の柱として定めたうえでそれぞれのアプローチ方法を定めている。  ◆ビジネス改革・新たなビジネスの創出  ◆少子化時代の人的資源対応  ◆経営効率の向上 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会にて報告された公表報告書であることから、社としての意思決定機関による決定に基づいた内容である。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　統合報告書2025 | | 公表日 | ①　2025年 9月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社コーポレートサイト  　https://www.smm.co.jp/ir/library/integrated\_report/pdf/2025/2025\_All.pdf  　１）P81 【中計27における全社DX戦略】、２）P82 【各領域における主要施策およびKPIの設定】 | | 記載内容抜粋 | ①  １）中計27における全社ＤＸ戦略として「中計27期間におけるＤＸ推進指針」を定め、運用を開始した。指針内容の抜粋は以下のとおりである。  ・経営としてＤＸで取り組みを期待する最優先課題および最終的な狙いを生産性の向上とし、目標とすべき全社KPIを「生産性の30％向上」とする。  ・変革を強く意識し、既存の業務、手順にとらわれることなくプロセス自体を大胆に見直すこと。  ・検討時点では明確な成果が見えない場合でも、将来的に高い成果が期待される新技術については積極的に導入を検討すること。  ２）ＤＸに取り組む重点領域を4つの事業部門(資源、金属、電池、機能性材料)および基盤的領域として研究開発、設備、物流、ＤＸ人材と業務効率化の8つとして定め、それぞれ主要な取り組みを以下の通りとしてＤＸを推進している。  ◆資源ＤＸ：鉱山操業における重機の自動化、遠隔操作による作業環境の改善、省力化  ◆金属ＤＸ：予知保全や未来予測による技能伝承および機会損失の低減  ◆電池ＤＸ：工場のデジタル化の推進による生産性の向上  ◆機能性材料ＤＸ：工場のスマート化推進による生産性向上  ◆研究開発ＤＸ：MIやAIを活用した開発スピードアップと効率化  ◆設備ＤＸ：保全業務高度化、操業データ解析による機会損失の低減および操業最適化  ◆物流ＤＸ：基幹システム更新に合わせたＤＸ化推進による最適化  ◆ＤＸ人材と業務効率化：社内ＤＸ人材の育成、デジタルデータ活用促進を通じた業務の効率化および高度化 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会にて報告された公表報告書であることから、社としての意思決定機関による決定に基づいた内容である。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　統合報告書2025  　１）P33-34【サステナビリティ推進体制】、２）P81【ロードマップ】 | | 記載内容抜粋 | ①  １）サステナビリティ推進委員会(委員長：社長 )の下部組織としてＤＸ推進委員会を設置。委員長は技術本部所管執行役員、副委員長はＤＸ推進部長である。ＤＸ推進委員会の目的は、「当社グループが目指すべきＤＸの将来像を明確にしてＤＸの全社的な推進による経営への寄与を最大化すること」であり、審議結果はサステナビリティ委員会にて報告、レビューされる(P34\_企業価値向上戦略会議／ＤＸ推進委員会／カーボンニュートラル推進委員会の表中に記載)。  ２）ＤＸ人材育成を含む全社的なＤＸに関しては、ロードマップを策定しこの計画に基づき進められている。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　統合報告書2025  　１）P84 【AI活用】２）P84 【データ活用】 | | 記載内容抜粋 | ①  １）AI活用  社内ネットワーク内で安全に利用できる環境を構築したうえで、2023年11月より当社グループ全従業員向けに生成AI(ChatGPT) の利用を開始している。最新機能や有用なプラグインの速やかな実装、社内向けの機能紹介に加え、セミナー開催やコミュニティ運営を通じた活用事例の共有などにより、積極的に利用を促進している。月間総プロンプト数、平日1日平均ユニーク利用者数などのモニタリング指標、また、定期的なアンケート結果からも、日常の業務での活用が定着しつつあることが伺える。  ２）データ活用  全社的なデータ活用の高度化を目指し、これまで各部門に分散していたデータを横断的かつ多角的に活用できる「データ活用基盤」の構築を進めている。2025年8月には初期基盤の運用を開始し、2027年度末には主要な基幹システムとのデータ統合を完了する計画である。さらに、データマネジメントと利活用支援を専門とするチームを設置し、全社的なデータガバナンス体制を強化している。これにより、システムごとに重複して登録されていたデータや、矛盾のあるデータを整理し、正確で信頼性の高いデータ運用を実現する。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　統合報告書2025 | | 公表日 | ①　2025年 9月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社コーポレートサイト  　https://www.smm.co.jp/ir/library/integrated\_report/pdf/2025/2025\_All.pdf  　１）P82 【各領域における主要施策およびKPIの設定】２）P83 【リテラシー領域の人材育成】 | | 記載内容抜粋 | ①  １）KPI例に示す項目を含む指標について、個別に定量的なKPIを定めて年2回開催のＤＸ推進委員会で進捗のレビューを行っている。  ２）具体的なKPI定量値の開示としては、リテラシー領域の人材育成に記載のBasic、Advancedの教育対象者3,500名がこれにあたる。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 9月30日  ②　2025年 5月13日 | | 発信方法 | ①　統合報告書2025  　当社コーポレートサイト  　https://www.smm.co.jp/ir/library/integrated\_report/pdf/2025/2025\_All.pdf  　１）P30　トップメッセージ【人的資本経営】  ②　中期経営計画2027(説明会動画)  　当社コーポレートサイト  　https://www.irwebcasting.com/20250513/5/ff5feab5bd/mov/main/index.html  　動画のタイムライン　１）33分28秒、２）38分32秒 | | 発信内容 | ①  １）トップメッセージの人的資本経営項で社長より以下の内容を発信  積み上げてきた知見やノウハウが個々の従業員に留まってしまい、世代を超えた伝承が進んでいないことが挙げられます。つまり、人材の育成が進んでいないということと同じ意味であり、強い危機感をもっています。　この問題を解決するために、OJTなど実際に経験を積んでもらう機会づくりだけでなく、ＤＸやAIなどデジタルを活用して、効率的なノウハウの可視化・共有も推進していきます。  ②  １）33分28秒  中計27施策のものづくり力の強化において、「ＤＸを活用して業務改革や価値創造につなげていきたい」と発信  ２）38分32秒  ＤＸロードマップにおいて、中計27期間はＤＸを具体的に展開していくステージであること、また未来予測や予知保全などの個別施策の代表例について発信 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 11月頃　～　2025年 9月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2001年 10月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 1．推進体制  情報セキュリティに関する全社的戦略、基本方針の審議ならびに情報セキュリティに関する全社的施策は情報セキュリティ委員会で定期的に審議される。情報セキュリティ委員会の構成は、委員長を情報システム部所管執行役員、副委員長を情報システム部長、委員として事業本部長、技術本部長、工務本部長、本社部室長、事務局を情報システム部としている。情報セキュリティレベルの向上に向けた施策は情報システム部が主体となり機構単位の長が担う情報セキュリティ推進責任者、各拠点の情報セキュリティ担当者の協力のもと具体的に推進される。また、施策を円滑に推進、フォローしていくため、情報システム部が事務局となった情報セキュリティ担当者会議を定期的に開催している。施策の実施状況は情報セキュリティ委員会にフィードバックされ、必要に応じてアクションが取られる。  ２．情報セキュリティリスクへの対応  高度化するサイバーセキュリティ攻撃から社内の情報資産の安全を確保するため、システムと人的対策の両面から対策を講じている。外部からのサイバー攻撃等の脅威に対しては外部委託したSOCを中心としてマルウェアや標的型攻撃メールなどを24時間/365日監視している。異常を検知した場合は速やかに情報システム部が連絡を受けSMM-CSIRTとともに適切な対応を迅速に実施できる体制としている。また、eラーニングや標的型攻撃メール訓練等による従業員の教育や訓練を行うことで、サイバー攻撃被害の未然防止を図っている。以下の対策結果を分析し各部門および経営層にフィードバックするとともに次の計画に反映している。  １）主なシステム対策  ①重要な情報は災害対策に優れた外部のデータセンターのサーバに保管し、データセンターは特別なセキュリティシステムで防御している。  ②社内ネットワークと外部ネットワークをファイヤーウォールで分離し外部からのサイバー攻撃を防御している。  ③在宅勤務等のリモート接続には、セキュリティレベルの高いクラウドセキュリティゲートウェイを利用し、第3者による接続・不正侵入ができない環境としている。  ④すべてのサーバとPCにはウイルス対策ソフトに加えEDRソフトを導入している。EDRソフトのログは24時間/365日外部SOCにより監視され、マルウェア感染を速やかに検出し対応できる体制としている。  ⑤メールフィルタ、Webフィルタを導入し、従業員のメール、インターネットの安全な利用を確保している。  ⑥上記対策システムのうち重要なものは、24時間/365日SOCに監視を委託し、異常を速やかに検出し対応できる体制としている。  ２）主な人的対策  ①日々変化していくサイバー攻撃手法に対する理解を深めセキュリティ意識を高めることを目的として海外拠点スタッフも含めて、グローバルな言語対応のサイバーセキュリティ分野に特化したeラーニングサービスを利用した情報セキュリティ教育を毎年実施している。  ②マルウェア感染のきっかけとなりやすい標的型攻撃に対しては実際に攻撃メールを装った疑似メールを利用者に送付し受信体験を通じてセキュリティ感度を高める「標的型攻撃メール訓練」を実施している。  ３）主な情報漏洩対策  ①USBメモリの利用を原則禁止し、利用が必要な場合は届出とともにシステム的な制御のもとで利用できる環境としている。  ②外部に持ち出す可能性のあるモバイルPC等はディスクを暗号化し万が一盗難・紛失という事態となった場合でも、第三者がデータを閲覧できないようにしている。  ③社内データの保存には専用のファイルサーバと外部のクラウドストレージサービスを利用し、そのアクセス権を厳密に管理しています。  ④通信経路のログを監視し不正な通信を速やかに検出し対応できる仕組みとしている。  ⑤メールフィルタリングシステムをすり抜けてくる不審メールの情報を利用者と共有し不審メールからのマルウェア感染を未然に防止する仕組みとしている。  ３．セキュリティインシデントへの対応  セキュリティ対策を講じたにもかかわらず、重大なセキュリティインシデントが発生した場合、迅速に対応し被害拡大を防ぐことを目的として情報システム部と利用部門代表者からなるSMM-CSIRTを設けている。インシデント発生時の主要な対応プロセスを文書化しており、情報システム部と利用部門が連携して対応することでインシデントを早期に終息させるとともに外部対応を並行して実施できる体制としている。SMM-CSIRTは日本シーサート協議会(NCA)に加盟し外部との連携を図るとともにNCA主催のインシデント対応訓練に毎年参加し、対応能力を高めている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。